

木次小学校いじめ防止基本方針

雲南市立木次小学校
(令和7年4月1日)

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものという基本認識にたち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

【いじめの基本認識】

- ・ いじめは人間として絶対許されないという強い認識に立つこと
- ・ いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- ・ いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること
- ・ 関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- ・ いじめ問題は家庭教育の在り方が大きく関わる問題であること

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導職員会

月に1度程度、全教職員で配慮を要する児童や学級について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図るとともに、必要に応じて支援体制を整える。

(2) 生徒指導委員会

生徒指導上の諸問題について、校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、生徒指導部員、担任等からなる生徒指導委員会を必要に応じて開催し、指導についての情報交換及び共通理解を図るとともに、支援体制を整える。

(3) いじめ防止対策委員会

校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、人権同和教育主任、生徒指導部員、担任等からな

るいじめ防止等の対策のためのいじめ防止対策委員会を設置し、いじめの事実が確認された場合は、必要に応じて委員会を開催する。

(4) 人権相談窓口（いじめ、セクハラ、体罰等）

いじめを始めとする人権侵害に対する相談窓口として、男女1名（打田・岩田）を指定・周知し相談に応じる。

(5) 学校評価委員会

学校評価において、いじめ防止等の項目を設定し、達成状況を評価していく。

3 いじめ防止のための取組

(1) 学級経営の充実

○「今のわたしアンケート」、「いじめアンケート」や「アンケート QU 検査結果」を活かして、児童の実態を十分把握し、よりよい学級経営に努める。

○分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や達成感のもてる授業の改善と実践に努める。また、人権・同和教育に視点をあてた実践を推進していく。

(2) 特別活動の充実

○学級活動、児童会活動の話し合い活動を充実させ、いじめを許さない学校・学級をつくっていかうとする意欲を高め、一人ひとりが大切にされる集団づくりを進める。

(3) 道徳教育の充実

○道徳の授業をとおして、児童の自己肯定感を高める。

○全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(4) 情報モラル教育の充実

○児童がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかアンケート等で把握し早期発見に努めるとともに、インターネット関連事業者等の協力も求めながら、情報モラルを児童に身に付けさせたり効果的に対処できるような保護者啓発を行ったりする。

(5) 相談体制の整備

○6月のアンケート QU 検査の結果を学年部で考察し、その対応策を考え、職員研修で共通理解を図り改善策に取り組む。11月2回目のアンケート QU 検査を行い取組の総括を行う。

○学期ごとの「今のわたしアンケート」等の後に、学級担任又は児童が希望する教職員による教育相談を行い、一人一人の児童の実態と理解に努める。

○スクールカウンセラー、SSWを活用し、教育相談の充実に努める。

(6) あきば班（縦割り班）活動、全校集会の実施

○あきば班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(7) 木次の子どもを育てる会における校種間の連携

○木次中学校区内の幼保小中で構成する「木次の子どもを育てる会」において、情報交換や交流活動等を行う。

(8) 特に配慮が必要な児童への対応

- 日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に実施する。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

- 児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。
- 保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。

(2) 生活アンケートと教育相談の実施

- 学期ごとに、「今のわたしアンケート」等を実施し、その結果をもとに一人一人の児童と直接話し実態把握と児童の思いをくみ取る。

(3) ノート・日記及び日常観察の充実

- 児童の休み時間や放課後の課外活動の観察に努める。
- ノートや連絡帳、日記などから交友関係の悩みやトラブルを把握する。

(4) 校内研修の充実

- 教職員を対象として、文部科学省や島根県教育委員会が策定した「いじめ問題対応の手引き」等を活用した研修を行い、いじめの積極的な認知と情報の共有を図っていく。

5 いじめに対する措置

- 教職員がいじめを発見し、又相談を受けた場合には、すみやかに管理職に報告し、事実関係を正確に把握する。
- 校長は、事実確認の結果を教育委員会に報告する。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き対応を協議し、全教職員で情報を共有し指導方針の確認と徹底を図る。
- いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要と認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることなく、少なくとも「いじめに係る行為がやんでいること」「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件を満たしている状態ととらえ、相当の期間が経過した段階で判断する。
- 加害者や被害者だけでなく、いじめを傍観していた児童には、自分の問題として捉えさせ誰かに伝える勇気を持つよう指導する。また、はやしたてるなど同調していた児童には、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

○必要に応じて、住民課、健康福祉課、教育委員会、民生委員、ＳＣ、ＳＳＷ、中学校等などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害 ※１が生じた疑いがあると認められる場合

イ いじめにより児童が相当の期間 ※２学校を欠席する（一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ 児童や保護者から「いじめ重大事態に至った」という申し立てがあった場合

（「いじめ防止対策推進法」より）

※１ 児童生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合

※２ 不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。

(2) 重大事態への対処

○重大事態が発生した旨を、雲南市教育委員会に速やかに報告する。

○教育委員会との協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

○上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切にとる。

○いじめを受けた児童・保護者に対しては、調査実施前に以下の①～⑥の事項について説明する。

①調査の目的・目標

②調査主体（組織の構成、人選）

③調査時期・期間

④調査事項

⑤調査方法

⑥調査結果の提供

事実関係について、適時適切な方法で経過報告を行う。情報の提供にあたっては、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する。

○観察、指導、支援等継続して事後対応に取り組む。

〔資料〕 いじめ発生を確認した際の対応

